

1. 社保と福祉及び子育て支援医療の併用について

従来より、支払基金から返戻された資格過誤（国保該当）レセプトの対象者において、「(被用者保険用)福祉及び子育て支援医療費請求書」の提出がある場合、国保連合会へ返却請求書を提出し、国保と福祉併用レセプトとして再提出をいただいております。

オンライン資格確認の開始後、社保から国保へ“振替”または“分割”されたレセプトは、支払基金から返戻されず「資格確認結果連絡書」にて通知されますので、当該対象者に「(被用者保険用)福祉及び子育て支援医療費請求書」の提出がある場合は、レセプト及び「(被用者保険用)福祉及び子育て支援医療費請求書」の返却請求書を提出し、国保と福祉併用レセプトとして再提出をお願いいたします。

(1) 福祉医療費併用対象者のお知らせについて

オンライン資格確認の振替・分割開始後、社保から国保へ“振替”または“分割”が行われ、「(被用者保険用)福祉及び子育て支援医療請求書」の提出の可能性がある患者について、当分の間、国保連合会において確認しお知らせいたします。

※送付するお知らせ文書に記載の対象者以外も可能性があるため、支払基金より送付される「資格確認結果連絡書」の送付があれば、必ず福祉及び子育て支援受給該当者の有無を確認いただきますようお願いいたします。

〈送付時期〉

増減点返戻通知書に同封して送付

(2) 社保より国保へ振り替えられたレセプトの特記事項に「01公」の記載がある場合

国保取扱外の特記事項のため、返戻いたします。

なお、福祉及び子育て支援医療の対象者である場合は、従来どおり国保と福祉併用レセプトとして再提出いただくとともに「福祉及び子育て支援医療費請求書」の返却請求書を提出いただきますようお願いいたします。

2. 後期高齢者医療と重度心身障害老人健康管理事業の併用について

国保連合会から送付する「資格確認結果連絡書（原審査）（再審査）」に重度心身障害老人健康管理事業（以下、「健管」という。）対象者のレセプトがあった場合、レセプトは返戻されませんが、従来どおり振替・分割先での健管の受給者資格の有無を確認いただき、必要に応じて一部負担金の調整等をお願いいたします。

なお、健管分の振込については、診療報酬分の振込のさらに一か月後となりますのでご注意ください。